提出書類一覧

各段階での提出書類は以下のとおりです。

①事前協議

1　共通する提出書類

□ 大田区アスベスト分析調査費助成金事前協議書（第１号様式）
□ 見積書（２者以上）の写し
※吹付材およびその他のアスベスト建材（保温材・成形板）それぞれの調査箇所数と金額がわかること（諸経費は吹付材とその他のアスベスト建材で分けて記載）。
※定量分析および定性分析それぞれの調査箇所数がわかること。
※（定量分析調査が必要な場合は）定性分析調査のみを行った場合の金額、定性・定量分析調査の両方を行った場合の金額がわかること。
□ 現況写真（建築物外観及びアスベスト含有調査予定箇所）
□ 建物登記事項証明書（発行日より６か月以内）及び建築物の竣工日を証する書面
□ 承諾書【所有者以外の者が所有者の承諾を得て助成対象者となる場合のみ】
□ 同意書【共有者がいる場合のみ】
□ 委任状【申請者以外の第三者が手続きを行う場合】

2　助成対象者ごとに必要な提出書類

①個人

□ 住民票（区外在住者のみ）
□ 住民税納税証明書（直近で取得可能な最新年度のもの）

②法人

□ 法人登記簿謄本、抄本又は登記事項証明書の写し
□ 法人住民税納税証明書（直近で取得可能な最新年度のもの）

③区分所有建築物の管理組合の代表者又は管理者

□ 管理組合の代表者又は管理者の住民票（区外在住者のみ）
□ 管理組合の代表者又は管理者の住民税納税証明書（直近で取得可能な最新年度のもの）
□ アスベスト対策を行うことについて、区分所有者の合意を得たことを証する書類（総会又は理事会の議事録の写し等）

注意事項

・①事前協議から④交付申請までを 90 日以内に行う必要があります。
・①事前協議から⑥交付請求までを同一年度に行う必要があるため、④交付申請が年度末（３月）になる場合は必ずご相談ください。
・本助成制度は予算に限りがあります。①事前協議から 90 日以内に④交付申請を提出された場合でも予算の都合により助成できない場合があります。

①-2事前変更協議 ※事前協議から調査内容に変更があった場合

□ 大田区アスベスト分析調査費助成金事前変更協議書（第２号様式）
□ 見積書（採用業者）
※変更部分がわかる見積書（再見積の際、事前協議の採用業者が変わる場合は２者以上）
※吹付材およびその他のアスベスト建材（保温材・成形板）それぞれの調査箇所数と金額がわかること（諸経費は吹付材とその他のアスベスト建材で分けて記載）。
※定量分析および定性分析それぞれの調査箇所数がわかること。
※（定量分析調査が必要な場合は）定性分析調査のみを行った場合の金額、定性・定量分析調査の両方を行った場合の金額がわかること。
□ 現況写真（変更部分のアスベスト含有調査予定箇所）
□ その他事前協議から内容に変更があった書類

②分析調査の実施

③分析調査の完了

④交付申請

□ 大田区アスベスト分析調査費助成金交付申請書(第３号様式)
□ アスベスト分析調査結果報告書（写し）
※分析調査機関名・分析年月日の記載が必要
※現場調査に建築物石綿含有建材調査者の関与が必要（分析調査機関であることがわかること）
□ 現況写真（建築物外観及びアスベスト含有調査箇所）
□ 領収書（写し）
□ 内訳明細書（写し）
吹付材とその他のアスベスト建材（保温材・成形板）それぞれの調査箇所数・金額がわかること（諸経費は吹付材とその他のアスベスト建材で分けて記載）。
□ アスベスト分析調査結果報告書等を区のアスベスト対策のための資料に使用することに同意することを記載した承諾書（第４号様式）

⑤交付決定

⑥交付請求 ※⑤交付決定で通知書を受領した日の翌日から 14 日以内に提出

□ 大田区アスベスト分析調査費助成金交付請求書（第７号様式）
□ 支払金口座振替依頼書（大田区会計事務規則別記第３７号様式甲）

⑦交付完了